

横浜町安全安心住宅リフォーム促進事業募集要領

1 事業の趣旨

横浜町安全安心住宅リフォーム促進事業は、既存住宅の省エネ性能等の向上により地域の風土に根ざした良質な住宅ストックの形成を図るとともに、住民が安心して住宅リフォームを行うための環境整備を推進するため、住宅性能の向上を伴う改修工事を行う戸建て住宅の所有者等に対し補助金を交付することにより、安全で安心な住宅リフォームの促進を図ることを目的とします。

2 補助対象者

補助の対象となる方は、以下の条件を全て満たす方です。

- (1) 町内に住宅を所有しており、かつ、その住宅に居住（住民登録又は外国人登録）をしている方
- (2) 町税等の滞納がない方
- (3) これまでに「横浜町安全安心住宅リフォーム促進事業」を利用していない方

3 補助対象住宅

補助の対象となる住宅は、以下のとおりです。

- (1) 自己が所有し、自らが居住している町内に存じる住宅
- (2) 一戸建て住宅（併用住宅の場合は住宅部分の延べ面積が、全体の1/2以上であること。）
- (3) マンション等の集合住宅については、自己専有部分

4 補助対象工事

補助の対象となる工事は、次の（1）及び（2）に該当するものであることが必要です。

（1）工事の内容

次のいずれかの住宅性能の向上を伴う既存住宅の改修工事

- ① 省エネルギー性能
- ② バリアフリー性能
- ③ 克雪性能
- ④ 防災性能

（2）工事の要件

次の全ての要件に該当するものであること

- 1) 改修工事費と保険料等の合計が20万円以上の工事
- 2) 県内に本店・支店・営業所を有する法人、又は県内に住所を有する個人事業者等が施工する工事
- 3) 建設業許可を有する施工業者等
(ただし、工事品質に支障がないと認められる場合はこの限りでない)

- 4) 瑕疵保険事業者登録している施工業者
 (ただし、登録できない特別の理由があり、かつ、工事品質に支障がないと認められる場合はこの限りでない)
- 5) 別記 「住宅性能の適合基準」を満たすもの。

<p>【補助対象とはならない工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付決定前に着手した工事 ・新築時に併せて行う工事 ・住宅以外の建物を住宅用途にするリフォーム工事 ・国から他の補助金又は国庫補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象となっている事業は補助の対象となる部分が明確に区分することができる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については、補助対象とすることがあります。
--

5 補助限度額・補助率

補助限度額、補助率は、次のとおりです。

対象工事 住宅性能の向上にかかる工事 ※1	補助金額
①省エネルギー性能の向上 ②バリアフリー性能の向上 ③克雪性能の向上 ④防災性能の向上	総工事費の10%以内（上限額20万円）に、 保険料等の1/2に相当する額を加算した額

※1：「住宅性能の適合基準」を満たす必要があります。

6 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、以下の経費です。

(1) 改修工事費

既存住宅の改修工事に要する工事費

(2) 保険料等

既存住宅の改修工事について加入するリフォーム工事瑕疵担保責任保険の保険料及び現場検査料

※リフォーム工事瑕疵担保責任保険への加入は任意です。

(3) 設計料等

既存住宅の改修工事に要する設計費

ただし、次に掲げるものは、補助対象経費に含まれません。

- ・外溝工事
- ・照明器具やエアコン等家庭電化製品の購入（設置・取付含む。）
- ・土地購入費
- ・仮住居等の使用に要する費用

- ・ 工事用具購入費
- ・ 電力申請代行手数料
- ・ 上、下水道申請手数料
- ・ 使途の明確でない費用 など

7 交付申請

- (1) 補助金の交付を受けたい方は、横浜町安全安心住宅リフォーム促進事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）に基づき交付申請をしていただきます。
申請状況により、期間終了を待たず受付を締切ることがあります。
申請は、同一の住宅に対して1回限りとします。
- (2) 消費税及び地方消費税は補助対象とならないため、消費税を除いた費用を補助対象費用とします。

8 申請手続等の概要

(1) 受付

(受付期間) 令和3年4月1日(木)
～令和3年11月30日(火) (土日祝日を除く。)

(受付時間) 8:30～17:00

(受付窓口) 横浜町役場 建設水道課 建設水道グループ

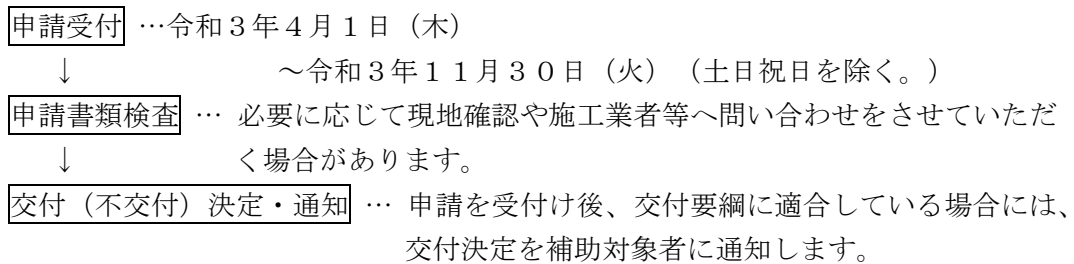
(2) 提出書類等

下記の書類を、直接受付窓口に持参して下さい(郵送不可)。提出書類の様式は受付窓口で配付するとともに、横浜町ホームページからもダウンロードできます。

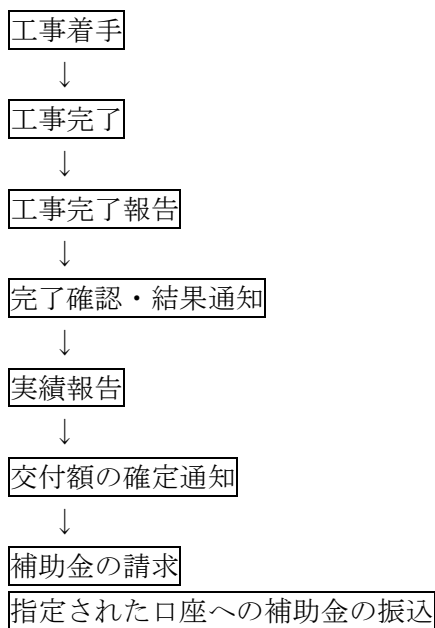
【提出書類】

- 横浜町安全安心住宅リフォーム促進事業補助金交付申請書(様式第1号)
- 本人確認ができる書類(運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード等の写し)
- リフォーム工事同意書(住宅の所有者が申請者以外にもいる場合)(様式第2号)
- 委任状(代理申請の場合)(様式第3号)
- 各種公的支給や補助申請に関する申出書(様式第4号)
- 固定資産税納税通知書及び固定資産税課税明細書又は、資産証明書又は、建物登記全部事項証明書の写し
- 世帯全員の町税に係る納税証明書
- 工事見積書(消費税を除いた費用、かつ内訳明細のついたもの)
- 工事概要がわかる図面(案内図、配置図、平面図等)
- 建設業許可証(指令書)又は瑕疵保険事業者登録の写し(該当無い場合は不要)

9 交付申請から補助金交付までの流れ



10 交付決定後の流れ（交付決定された方のみ）



11 補助対象工事の計画変更（やむを得ず必要となる場合）

□補助対象者は、やむを得ない事情により、次の①又は②を行おうとする場合には、あらかじめ町長の承認を得る必要があります。

①補助対象工事の内容又は補助対象工事に要する経費の変更

②補助対象工事の中止、又は廃止

また、やむを得ない事情により補助対象工事が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象工事の遂行が困難となった場合においては、速やかに横浜町安全安心住宅リフォーム促進事業変更(中止・廃止)承認申請書（様式第7号）を町長に提出し、その指示に従っていただきます。

このような手続きを行わず、交付申請の内容の工事と異なるものとなったと判断されたものについては、補助の対象となりませんのでご注意ください。

また、すでに補助金が交付されている場合には、補助金返還を求められますのでご注意ください。

1 2 工事完了報告

リフォーム工事瑕疵担保責任保険に申し込んでいない工事の場合は、横浜町安全安心住宅リフォーム促進事業工事完了報告書（様式第9号）及び工事写真（住宅性能の向上に係る改修工事の部分、部位及び設備ごとに着工前、施工中及び完成の状況を撮影したもの）の提出が必要です。

※ 瑕疵担保責任保険に申し込んでいる工事の場合は、施工業者が保険法人に検査申請し、保険法人が検査をすることになります。

1 3 実績報告

実績報告の際に用意していただく書類は以下のとおりです。

横浜町安全安心住宅リフォーム促進事業完了（廃止）実績報告書（様式第11号）

リフォーム工事瑕疵担保責任保険の付保証明の写し（保険法人の検査を受けた場合）

工事契約書の写し

工事代金領収書又は請求書の写し

工事写真（住宅性能の向上に係る改修工事の部分、部位及び設備ごとに着工前、施工中及び完成の状況を撮影したもの）（保険法人の検査を受けた場合）

※ 書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は令和4年2月25日のいずれか早い日までとなります。

1 4 補助金請求

補助額の確定後に提出していただく書類は以下のとおりです。

横浜町安全安心住宅リフォーム促進事業費補助金請求書（様式第13号）

1 5 消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除額が確定した場合には、横浜町安全安心住宅リフォーム促進事業消費税仕入控除税額報告書（様式第14号）を提出して下さい。

1 6 工事中及び工事完了後の留意点について

(1) 取得財産の管理等について

補助対象者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行うとともに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付、又は担保に供することはできません。ただし、町の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を町に納付させることがあります。

(2) 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

万一、交付要綱に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに

留意して下さい。

- ① 適正化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- ② 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ③ 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

(3) その他

この実施要領によるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要があります。

- ① 横浜町補助金等の交付に関する規則（昭和53年3月規則第3号）
- ② 横浜町安全安心住宅リフォーム促進事業補助金交付要綱
- ③ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- ④ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- ⑤ 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年内閣府・建設省令第9号）
- ⑥ 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年3月12日付け建設省会発第74号建設事務次官通達）
- ⑦ 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年4月15日付け建設省住発第120号住宅局長通達）
- ⑧ 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について（平成17年9月1日付け国住総第37号住宅局長通知）
- ⑨ その他関連通知等に定めるもの

1.7 問合せ先

横浜町役場 建設水道課 建設水道グループ
（電話）0175-78-2111（内線）343, 341, 342

【ご注意いただくこと】

- ※ 交付が決定した後、交付要件に該当しないことが判明した場合は、交付決定を取り消すことがありますのでご了承下さい。
- ※ やむを得ず、補助対象工事の内容又は経費の変更、補助対象工事の中止又は廃止を行う場合は、あらかじめ町長の承認（様式第7号）を得る必要があります。承認を得ずに交付申請の内容と異なるものと判断されたものについては、補助の対象となりません。また、すでに補助金が交付されている場合は、返還を求めることがありますので、ご注意下さい。
- ※ 各書類の提出期限が守られない場合は、補助金のお支払いができないことがありますので、ご注意下さい。
- ※ なお、工事完了報告又は実績報告の際に改修工事の工事写真（着工前、施工中、完成後の写真）を提出していただくこととしており、工事内容が確認できない場合は、補助の対象にならないことがありますので、改修工事着工前の写真の撮り忘れがないようご注意下さい。

別記

住宅性能の適合基準

改修工事に係る部分及び部位が次の基準に適合すること。

項目	部分及び部位	適合基準
省エネルギー性能	住宅全部	日本住宅性能表示基準(平成13年8月14日国土交通省告示第1346号)省エネルギー対策等級3
	①居室の窓・玄関ドア ②1つの居室の床(基礎) ③1つの居室の屋根(天井) ④1つの居室の外壁の1つの面	日本住宅性能表示基準省エネルギー対策等級4
	部位間取合部	住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針(平成18年3月27日国土交通省告示第378号)の5施工に関する基準
	暖冷房設備等	独立行政法人住宅金融支援機構住宅技術基準規程(平成19年住機規程第67号)に基づく住宅技術基準実施細則(平成21年住機審細第5号(住))第6(4)省エネルギー型設備設置工事の基準
	洋式トイレ	6.5L/回以下(JIS A 5207)
	水栓設備	グリーン購入法適合品、又はこれを含むシステムキッチン及び洗面台
	浴槽	4時間で2.5℃以内の温度降下(JIS A 5523浴槽)
バリアフリー性能	①通路 ②階段 ③浴室 ④便所 ⑤手すり ⑥段差 ⑦出入口 ⑧床面	租税特別措置法施行令第26条第23項第5号及び第26条の4第4項の規定に基づく国土交通大臣が財務大臣と協議して定める租税特別措置法第41条の3の2第1項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替(平成19年3月30日国土交通省告示第407号)
	①浴室 ②脱衣室 ③便所	ヒートショック対策(窓、床等、壁及び天井等の断熱性能及び気密性能等の向上)
	①ホームエレベーター ②階段昇降機 ③椅子座対応キッチン	独立行政法人住宅金融支援機構住宅技術基準規程に基づく住宅技術基準実施細則第6(2)高齢者等対応設備設置工事の基準
克雪性能	①屋根 ②屋根融雪装置	独立行政法人住宅金融支援機構住宅技術基準規程に基づく住宅技術基準実施細則第6(8)積雪地対応住宅工事の基準又は雪害防除対策(雪庇及び吹き溜まり等の防止)

防災性能	基礎・主要構造部	防災に有効な対策（基礎、壁・柱・床・はり・屋根・階段の補強、取替、撤去等による補強等の向上）
	①ガラス・建具 ②造付家具 ③固定金具・タラップ	二次災害や被害の防止に有効な対策（合わせガラスへの取替、飛散防止フィルム貼付、家具転倒防止対策、転落防止等固定金具・タラップ取付等）
	被災住宅	東日本大震災による被災住宅の復旧